

申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	確認内容		留意事項
	No.		
外国子会社から受ける配当等の益金不算入 別表八(二)	52	5 欄は、25%（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。	保有割合の判定に当たっては、自己株式を除いて判定することとなります。
	53	7 欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、前事業年度中の日付となることがあります。
	54	8 欄は、6 月以上の期間となっていますか。	配当等の額の支払義務が確定する日以前 6 月以上継続して株式等を保有しているものが、益金不算入の対象となります。
	55	27 欄の金額を別表四で加算していますか。	損金不算入とされる外国源泉税等の額は、外国税額控除における国外所得金額の計算に含まれることとなります。
収用換地等の所得の特別控除及び圧縮記帳 別表十(五)・十三(四)	56	別表十(五)の3 欄は、2 欄に記載した日以後 6 月以内の日付となっていますか。	公共事業者から最初に取り等々の申出を受けた日から 6 月以内（土地収用法第46条の2 第1 項の規定等により補償金の支払請求をした場合等については、別途期間が設けられています。）に譲渡されなかった資産については、代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 また、次の資産についても、同様に代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 ① 一の収用換地等に係る事業につき、収用換地等による資産の譲渡が2 年以上にわたって分割して行われた場合における最初に譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産 ② 最初に取り等々の申出を受けた者以外の法人（一定の場合を除きます。）から譲渡された資産
	57	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十(五)の14 欄又は別表十三(四)の12 欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、所得の特別控除額や圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	58	同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。	同一事業年度内の同一の暦年に属する期間に収用換地等があった場合において、所得の特別控除と圧縮記帳との重複適用を行うことはできませんが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに所得の特別控除と圧縮記帳との選択適用ができます。
	59	収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000 万円を超えていませんか（別表十(五)の20 欄～22 欄）。	同一暦年での所得の特別控除額の限度額は5,000 万円となりますが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに5,000 万円を限度とすることができるため、その事業年度における所得の特別控除額が5,000 万円を超えることもあります。